

第3回教育委員会会議録

1日 時 平成29年3月22日(火) 開会：14時30分
閉会：16時40分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当課長補佐、教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第10号 周南市教育振興基本計画の策定について
3	議案第11号 周南市大田原自然の家施設分類別計画の策定について
4	議案第12号 周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
5	議案第13号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第14号 周南市教育支援センター条例施行規則制定について

- 7 委員会協議会 (1) 4月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 3月議会の報告について (教育部長)
- (3) 「おはなしの部屋」の番組放映について (中央図書館)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長 　ただ今から「平成29年第3回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。
本日の会議録署名委員は、池永委員さんと松田委員さんをお願いいたします。

2	議案第10号 周南市教育振興基本計画の策定について
---	---------------------------

教育長 　続いて、日程第2、「議案第10号 周南市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案第10号「周南市教育振興基本計画の策定について」ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第1号の規定により、学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることは、教育委員会の権限とされておりまことからお諮りするものでございます。

それでは、本日は別冊として配布いたしておりますが、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び周南市教育振興基本計画（案）」をお願いいたします。

本会議資料は、先の周南市総合教育会議においてご協議いただいたものについて、一部表現の修正等をいたしましたものでありますが、詳細な説明に関しましては、総合教育会議と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、別冊資料の2ページの下段をご覧ください。

「新たな教育大綱」は、市民の皆さまに、本市の教育行政の方向性がより分かりやすいものとしてお示しするため、それぞれの計画が屋上屋を架すことのないよう、「従来の教育大綱」に「周南市の教育」及び教育基本法第17条の規定による「教育振興基本計画」の内容を加え、包含することで、教育行政に関する施策をより効果的に、より着実に推進するための大綱とすべくご協議いただき、その策定の趣旨や内容に関しましてご承認いただいたところでありす。

こうしたことから、「新たな教育大綱」はその理念のもとに、中長期的な本市の教育振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」の要素を全て盛り込み、一本化したものでありますことから、「新たな教育大綱」を同時に「周南市教育振興基本計画」として位置付けるものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

池永委員 　内容についてはではないのですが、31年度までに年度ごとに内容を見直しや修正を行っていくのですか。

教育政策課長 　こちらにつきましては、中長期的な計画ということで、27年度から5年間の計画ということになっております。まちづくり総合計画も同様に27年度から5年間の計画になっております。皆さまにも、中長期的な計画として周知してまいります。年度ごとに事業の進捗度合が変わったり、あるいは、新たな事業が加わったり年度ごとに変更が生じてまいります。こちらにつきましては、年度版の実施計画として「周南市の教育」を今までは作成しており

またので、現在、年度の事業をお示しするものとして、「周南市の教育」の事業概要版というものを年度ごとに同時に作成を進めて、市民の皆様や学校長等にもしっかりお伝えしていきたいと考えております。

こちらの中長期的な計画の補足説明をするもの、あわせて年度ごとの変更もお示しするものとして作成してまいります。計画の見直しはいたしません、年度版で示してまいります。

大野委員 18ページになりますが、成果指標に「市主催の研修会への保育所、幼稚園、認定こども園等全園の参加率ということで目標値が100%」とありますが、現在行われている、各々で行われている幼稚園や保育園だけの研修を併合していくものと考えていらっしゃるのですか。それとも、それとは別に新しく研修会を立ち上げる方法を考えておられるのですか。

教育政策課長 こちらの業務については、教育委員会の職務でございますが市長部局の保育幼稚園課が補助執行ということで事務を行っております。保育幼稚園課にこちらについて確認したところ、幼稚園、保育園という単位の中で会議や研修会等を実施いたしておりますが、今後は一元的に事務執行していきたいとことで、新たに加え、合同で研修会を開催する方向で計画されています。49園すべてに参加していただく目標で成果指標にさせていただいております。

松田委員 17ページの「幼児教育の質の向上」のところですが、その中に「幼児教育アドバイザーを配置し」と表記されていますが、周南市ではどの部署に配置されるのかということと、以前にもあったのですが、乳幼児教育アドバイザーと表現されているものもあるので、そのあたりを教えてくださいませんか。

教育長 私の方も、メモしているのですが幼児教育アドバイザーはどのような役割を担っているのかということもありますので、18ページの成果指標の下段あたりにこういう役割であるという説明等を入れて行こうと考えております。

教育政策課長 こちらにつきましては、保育幼稚園課の方からは、幼児教育アドバイザーを保育幼稚園課の中に設置して、園長等や市民からの相談などの中でアドバイスをしていく予定であることなど、人選などを含めて相談がありました。詳細につきましては、また改めて報告をさせていただきます。

教育長 他に質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号を決定します。

いただきましたご意見などの手直しをきちんと進めさせていただきます。

3	議案第11号 周南市大田原自然の家施設分類別計画の策定について
---	---------------------------------

教育長 続いて日程第3、議案第11号「周南市大田原自然の家施設分類別計画の策定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第11号、周南市大田原自然の家施設分類別計画の策定について、ご説明いたします。

議案書は2ページをお開き下さい。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号によるものでございます。既に配布しております「周南市大田原自然の家施設分類別計画（案）」をお願いします。

この計画は、「周南市公共施設再配置計画」に基づく施設分類別計画として、大田原自然の家の今後の方針を定めるものでございます。この計画は本市の施設分類別計画のルールに基

づき、1章から9章からなる章立てとしております。なお、説明につきましては、先日開催されました、周南市総合教育会議で、本施設の概要をご説明いたしており、その概要と多くが重複しておりますので、一部割愛して行いたいと思います。

まず、1ページから3ページをお願いします。第1章では本計画の目的を、第2章では、施設設置の経緯及び目的をご説明いたしており、続く第3章では、対象施設の概要を配置図並びに写真で、また個別の施設の面積等を表にし、お示ししております。第4章では、施設の現状と課題につきまして、利用者数の推移、施設の稼働率を、お示ししております。

6ページをお開きください。第5章では、施設の運営について、また、7ページから11ページにかけて、第6章として、一次評価の実施として、サービスの今後の方向性から、施設の状況を加味して、施設の想定される方向性を機械的に導き出しております。

次に、12ページをお開きください。第7章として、これまでの協議及び検討等として、議会が実施した行政評価に対し今後の対応等を、また、先日開催されました周南市総合教育会議における教育委員さんから頂いたご意見等も新たに追加し、お示ししております。また、大田原自然の家運営協議会や利用者へのアンケート調査の結果や施設に関わっていただいております、ボランティア並びに「おおたばら応援団からのご意見もお示ししているところがあります。続く第8章では、今後の施設の方向性として大きくは、事業の“維持か廃止”の観点から、5点の選択肢より検討をしてみましたことを述べております。この5点の選択肢から今後の施設の方向性を16ページにお示ししております。

「大田原自然の家」は青少年の健全育成のプログラムだけではなくボランティアの支援体制が充実しておることは、本市の貴重な財産であります。更に子どもたちの育成やリーダー養成にも重要な施設となっておりますが、一部が土砂災害危険区域に立地していることや施設へ続く幅員の狭い道路など、利用者の安心・安全の確保が懸念されることから、議会や総合教育会議、利用者等の皆様からのご意見等を踏まえ、今後の施設の方向性としてお示ししております。4ページからですが、

- ・ 青少年の健全育成等を目的とする集団宿泊訓練及び野外活動に関する事業は継続する。
- ・ 子供達をはじめとする利用者の安心・安全を第1義に、自然体験プログラムの提供が可能な環境の中に必要な施設を整備する。
- ・ その場合、既存の異なる種類の公共施設との“複合化も含め、大田原地区外の公共施設若しくは類似施設への移転又は新設等を進める。
- ・ 新たな施設が運用を開始するまでの間、安心・安全に十分に留意し、大田原自然の家において事業を継続する。

と、方向性を導き出したところであります。

最後に、第9章では、「計画期間」として、期間を3年間とし平成31年度末としております。また、17ページ以降は参考資料を掲載しております。

以上が、周南市大田原自然の家施設分類別計画（案）の概要説明でございます。

今後の予定として、年度内に市議会にも計画（案）の概要を報告する予定でございます。その際に追加のご意見がでることも考えられます。そうしたことから、本日の教育委員さんからのご意見と併せ、今回の議案で提出した計画より若干の修正が入ることも考えられます。その際は次回の教育委員会定例会におきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

以上で、説明を終了いたします。

教育長

前回の総合教育会議の資料を見ていただいた時は、今後の施設の選択肢まで見ていただい

てご意見をいただきました。今回は、施設の方向性まで入ったものです。それについてご意見をいただけますか。

池永委員 今、施設の方向性まで説明いただきまして特に異論はないのですが、これを示した場合また、アンケートのような意見を聞く機会を持たれるかお伺いします。

生涯学習課長 この計画は、教育委員会の考え方をお示しするものですので、これ以降におきまして、利用者等と協議などは予定しておりません。今後、次の施設をどこにするかということになりましたら、皆さまのご意見をお伺いするという機会が生じるかもしれないと考えております。

教育長 他にございますか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第11号を決定します。

4	議案第12号 周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
---	-------------------------------------

教育長 続いて日程第4、議案第12号「周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 「議案第12号 周南市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号の規定により、「教育委員会規則の制定又は改廃に関すること」は、教育委員会の権限とされておりまことからお諮りするものでございます。

それでは、議案書5ページの新旧対照表をお願いいたします。

教育委員会の議席につきましては、第8条の規定により、毎年1月の定例会において議席の抽選を行っておりますし、加えて、委員の改選時には、当然議席を決定する必要がありますことから、さらに抽選を行っておりました。

しかしながら、第8条の条理において、頻繁な議席の変更を必要とすることが推察できないことから、本改正により、第8条そのものを削除するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長 これにつきましては、これまでも議論させていただいたところですが、説明にありましたように削除してよろしいでしょうか。

何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号を決定します。

5	議案第13号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について
---	-------------------------------------

教育長 続いて日程第5、議案第13号「周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案第13号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、議案第12号と同様に、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号の規定によるものでございます。

教職員住宅に関しましては、離島であるため、一定数の教職員住宅を引き続き確保する必要のある大津島地区の教職員住宅を除き、施設の現状や時代背景の変遷等により、教職員住宅としての設置目的を終えたものとして、その用途を「廃止」することを内容といたします「周南市教職員住宅及び教育長住宅施設分類別計画」を教育委員会会議や市議会常任委員会での審議等を経て、平成28年1月に策定したところであります。

本日は、説明用に追加資料を配付させていただいておりますが、この計画に基づき、当初の57戸の教職員住宅のうち、「用途廃止」の方向性を示した住宅について、施設管理の総括部署である市長部局の施設マネジメント課との協議を終えたものについて、順次、所管替え手続を行っており、まず、平成28年11月の教育委員会定例会では、10月1日付けと12月1日付けの施行日で分かれておりますが、合計で23戸を用途廃止する旨の規則改正のご決定をいただき、所定の手続きを終えたところであります。

それでは、議案書8及び9ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

本議案は、残る34戸の内、今後も教職員住宅として適切な管理を行っていくこととしております大津島地区教職員住宅の住宅番号9番と16番から20番までの5戸、並びに、借地により住宅を建設しております大津島地区教職員住宅の4番及び都濃地区教職員住宅の21番から24番までの5戸、合せて10戸を除き、その用途を廃止し、所管替えの手続きを行うために規則の改正を行うものであります。

なお、借地であることを理由として用途廃止に至っていない5戸につきましては、土地賃貸借契約の解除のために住宅の解体が必要となっておりますことから、解体に係る予算の確保等の諸準備が整い次第、順次、規則改正による用途廃止手続を進めることといたしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号を決定します。

池永委員 和田住宅は既に、用途廃止になっておりますね。中畷住宅は今回用途廃止するのですね。この2つの住宅については、鉄筋でできている建物だと思っておりますが以前からコンクリート片が落ちたり、かなり老朽化が激しい状態で、中畷住宅は小学校の近くで子供達が今後出入りするかもしれないなど少し、不安な面があるような感じを受けています。解体するまで、引き続き教育委員会の方で管理されるのですか。

教育政策課長 まず、和田地区の教職員住宅に関しましては、昭和52年に建築して38年経過いたしております。老化が著しい状況でございまして、教職員住宅としての用途を果たしていなかった状況です。また、浄化槽の方も修理不能の状況でトイレの使用も出来ない状態でした。コンクリートの劣化も著しくて、表層剥離による落下の事案も発生しておりました。現在11月の定例会で用途廃止の決定をいただきましたので、既に施設マネジメント課へ所管を移管いたしました。現在の施設管理はそちらの方で移っているところです。解体に関しましては、教育財産のままでは解体ができないので、一旦、施設マネジメント課に移して普通財産にしたのちに解体することになります。現在は、予算確保に向けた取り組みの状況にあります。

中畷住宅につきましては、昭和46年建設でございまして、43年を経過しております。こちらも老朽化が進んでございまして、この年度末で退去していただく予定になっております。

20世帯は入れる住宅ですが、雨漏り等が非常に著しい状況で、4世帯が入居されていた状況です。3月31日で用途を廃止するというので、退去をお願いしている状況です。こちら、コンクリートの落下等ございましたので、修繕を行って現在に至っております。

今後の施設の管理も4月1日付で普通財産に移し、そしていずれ解体を迎える予定です。所管換えの先は、市長部局の施設マネジメント課になります。教育財産でなくなるということは、所管換えによって管理まで移ることになります。

教育長 その他に質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第13号を決定します。

6	議案第14号 周南市教育支援センター条例施行規則制定について
---	--------------------------------

教育長 続いて日程第6、議案第14号「周南市教育支援センター条例施行規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案書10ページの周南市教育支援センター条例施行規則の制定についてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものでございます。これは、本年4月に周南市教育支援センターを開設するに当たり周南市教育支援センター条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に規則の内容でございますが、11、12ページでございますように規則は全部で第9条までございまして、第1条で周南市教育支援センター条例の施行に関し必要な事項を定めることとし、第2条及び第3条で教育支援センターの業務日及び休業日を、第4条及び第5条で利用手続き及び利用期間を、第6条で校長は、児童生徒の利用日を出席扱いとすることができることについて、第7条で教育委員会が児童生徒の利用状況等を校長に報告することを、第8条で経費の負担について、第9条でその他必要な事項は教育長が別に定める旨をそれぞれ定めています。附則といたしまして、平成29年4月1日が開設の日でございますので、条例の施行日同様に、そのときからの施行となります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます

大野委員 16ページの月別利用報告書の活動状況の上のところにある凡例なのですが、「学」とあるのは、学校に登校してその後こちらにいらっしゃる状況のことですか。

学校教育課長 こちらは、学校に登校した日を示すことにしております。

大野委員 支援センターに通っている時に、行事などによって、学校に行ったりすることも可能なのですか。

学校教育課長 はい、それは本人の状況によってなるべく学校に行かせたいこともありますので、本人がそのように臨めば可能でございます。

大野委員 自由な方法で、行けるようになっていればいいですね。

学校教育課長 学校とコミュニケーションを図りながら、本人の状況に応じて学校やセンターの方で取り組みを進めてまいります。

片山委員 11ページの第6条に利用を許可された児童生徒の利用日を、指導要録上、出席扱いとする

とありますが、具体的には、どのような場合がかんがえられるのでしょうか。

学校教育課長 学校には行ってないけど、センターに通所することによって、学校の指導要録という最後に記録を残すものがあるのですが、そちらの方には、何日センターに通所したというカウントは、出席扱いとして取り扱われることになっています。

教育長 その他に質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第14号を決定します。

他にはございませんか。よろしいでしょうか。

以上で、平成29年第3回教育委員会を終了します。

署名委員

池永 博 委員 _____

松田 敬子 委員 _____